

## ○保育所の設置認可等について

(平成12年3月30日)

(児発第295号)

(各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省児童家庭局長通知)

保育所の設置認可等については、「保育所の設置認可等について」(昭和38年3月19日児発第271号。以下「児発第271号通知」という。)により行ってきたところであるが、待機児童の解消等の課題に対して地域の実情に応じた取組みを容易にする観点も踏まえ、今般、保育所の設置認可の指針を左記のとおり改めたので、貴職において保育所の設置認可を行う際に適切に配慮願いたい。

また、保育所の設置認可に係る申請があった際に、その内容が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の基準その他の関係法令に適合するものでなければ認可してはならないことは当然であり、この点については従来の取扱いと変更がないものであるので、念のため申し添える。

## 第1 保育所設置認可の指針

## 1 地域の状況の把握

都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、保育所入所待機児童数をはじめとして、人口数、就学前児童数、就業構造等に係る数量的、地域的な現状及び動向、並びに延長保育等多様な保育サービスに対する需要などに係る地域の現状及び方向の分析を行うとともに、将来の保育需要の推計を行うこと。

都道府県知事(指定都市及び中核市においては市長。以下同じ。)においては、これらの分析及び推計(関係市町村が行ったものを含む。)を踏まえて、保育所設置認可申請への対応を検討すること。

## 2 認可申請に係る審査等

保育所設置認可申請については、1で把握した地域の状況を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

## (1) 定員

保育所の定員は、「小規模保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第296号)及び「夜間保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発第298号)に定める場合のほか、60人以上とすること。

ただし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第2項の認定を受ける場合であって、当該認定を受ける同項に規定する幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が60人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば60人を下回っても差し支えないこと。(なお、「小規模保育所の設置認可等について」の第1の1の(2)のいずれかの要件に該当する定員20人未満の保育所にあつては、幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の定員の合計数が20人以上となるときは、当該保育所の定員について、10人以上であれば差し支えないこと。)

## (2) 社会福祉法人による設置認可申請

社会福祉法人を設立して保育所の経営を行う者については、社会福祉法(昭和26年法律第45号)をはじめとする関係法令等に照らし、社会福祉法人の設立についても適正な審査を行うこと。

## (3) 社会福祉法人以外の者による設置認可申請

## ① 審査の基準

社会福祉法人以外の者から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、以下の基準に照らして審査すること

ア 保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。

イ 経営者(設置者が法人である場合にあつては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。)が社会的信望を有すること。

ウ (ア)及び(イ)のいずれにも該当するか、又は(ウ)に該当すること。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において二年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 保育所を経営する事業に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足る相当の理由がある者でないこと。

オ 財務内容が適正であること。

## ② 認可の条件

社会福祉法人以外の者に対して保育所の設置認可を行う場合には、設置者の類型を勘案しつつ、以下の条件を付すことが望ましいこと。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 収支計算書又は損益計算書において、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号。以下「社会福祉法人会計基準」という。)の定めるところにより、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 保育所を経営する事業については、社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書、事業区分資金収支内訳表、拠点区分資金収支計算書及び拠点区分資金収支明細書(以下「資金収支計算書等」という。)及び積立金・積立資産明細書(当該拠点区分にサービス区分を設定している場合には、摘要欄に当該区分名を記載すること。以下同じ)を作成すること。

エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、ウに定める資金収支計算書等の作成に代えて、別紙1の資金収支計算分析表の作成によることができること。

この場合、イに定める区分ごとに、別紙4の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙5の借入金明細書、及び別紙6の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

オ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表

(イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書

(ウ) ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度の資金収支計算書等

ただし、エによる場合は、資金収支計算書等に代えて資金収支計算分析表

(エ) ウに定める保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書

ただし、エによる場合は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における別紙4の積立金・積立資産明細書

また、エによる場合のうち、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、別紙5の借入金明細書、別紙6の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書

カ 都道府県知事は、保育所の運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該保育所に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該保育所がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該保育所がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを行うことがあること。

## ③ 市町村との契約

社会福祉法人以外の者と市町村との間で保育の実施に係る委託契約を締結する際には、以下の事項を当該契約の中に盛り込むことが望ましいこと。

ア 収支計算書又は損益計算書において、保育所を経営する事業に係る区分を設けること。

イ 保育所を経営する事業については、社会福祉法人会計基準に定めるところにより資金収支計算書等及び積立金・積立資産明細書を作成すること。

ウ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書等の作成に代えて、別紙1の資金収支計算分析表の作成によることができること。

この場合、社会福祉法人会計基準に定める拠点区分ごとに、別紙4の積立金・積立資産明細書を作成すること。

なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、社会福祉法人会計基準に定める拠点区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表(流動資産及び流動負債のみを記載)、及び別紙5の借入金明細書、及び別紙6の基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成すること。

エ 保育所の認可に対して付された条件を遵守すること。

## 第2 既設の保育所に対する指導

この通知の施行前に設置認可を受けた保育所に係る社会福祉法人以外の者については、社

会福祉法人とするか、又は第1の2(3)に掲げる基準等を満たすよう指導すること。

第3 実施期日等

この通知は平成12年3月30日から施行し、児発第271号通知はこの施行に伴って廃止する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

[別紙1]

平成 年度資金収支計算分析表

1. 保育所運営費等資金収支  
(単位：円)

収入		支出		差引過△ 足額
科目	金額①	科目	金額②	(①-②)
1. 保育所運営費収入 (民改費加算分を除く) (1) 人件費(民改費加算分を除く) (2) 事業費 (3) 管理費(民改費加算分を除く)		10. 人件費支出 11. 事業費支出 12. 事務費支出 13. 人件費積立資産支出 14. 修繕積立資産支出 15. 備品等購入積立資産支出		
2. 私立認定保育所利用料収入		16. 保育所施設・設備整備積立資産支出		
3. 人件費積立資産取崩収入		17. 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出		
4. 修繕積立資産取崩収入		18. 土地・建物賃借料支出		
5. 備品等購入積立資産取崩収入		19. 17及び18の経費に係る借入金利息支出		
6. 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入		20. 17及び18の経費に係る借入金償還支出		
7. 保育所運営費収入のうち民改費加算分		21. 17及び18の経費に係る積立資産支出		
8. 17及び18の経費に係る積立資産取崩収入		22. 租税公課		
9. ○○拠点(サービス)区分からの繰入れ		23. ○○拠点(サービス)区分への支出		

小計		小計	
保育所運営費等資金収支差額(欠損金)		保育所運営費等資金収支差額	
合計		合計	

※10から22の経費等に係る借入金収入がある場合には、その受入額についても収入の欄に計上すること。

2. 積立預金の目的外使用

取崩した積立資産	目的外使用した科目	金額

3. 事業活動資金収支差額  
(単位：円)

事業活動資金収支差額	
------------	--

4. 前期末支払資金残高

当期資金収支差額(1)	
前期末支払資金残高(2)	
当期末支払資金残高(1+2)	

学校法人会計基準による会計処理を行っている者が作成する資金収支計算分析表の記入要領

学校法人会計基準による会計処理を行っている者が、社会福祉法人会計基準による資金収支計算書及び資金収支内訳表(以下「資金収支計算書等」という。)に代えて資金収支計算分析表を作成する場合は、保育所の各施設ごとの区分により作成された学校法人会計基準の資金収支内訳表に基づき、下記により作成すること。

1. 保育所運営費等資金収支

保育所運営費等資金収支の各科目は、次の表の対応する「学校法人会計基準」欄に記載された科目のうち、資金収支計算分析表の科目に該当する額を計上すること。

なお、「1. 保育所運営費収入」「2. 私立認定保育所利用料収入」「7. 保育所運営費収入のうち民改費加算分」は、児発第299号通知1の(1)の保育所運営費及び2の(1)の私立認定保育所利用料(以下「保育所運営費等」という。)とすること。

また、「10. 人件費支出」「11. 事務費支出」「12. 事業費支出」等の支出科目は、上記の保育所運営費等による支出の額を計上すること。

なお、保育所運営費等以外の収入がある場合は、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準)を選択して適用すること。

一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用すること。

資金収支計算分析表	学校法人会計基準	
科目	大科目	小科目
【収入】		
1. 保育所運営費収入 (民改費加算分を除く) (1) 人件費(民改費加算分を除く) (2) 事業費 (3) 管理費(民改費加算分を除く)	補助金収入	国庫補助金収入
2. 私立認定保育所利用料収入	事業収入	保育料収入
3. 人件費積立資産取崩収入	その他の収入	人件費積立預金取崩収入
4. 修繕積立資産取崩収入		修繕積立預金取崩収入
5. 備品等購入積立資産取崩収入		備品等購入積立預金取崩収入
6. 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入		保育所施設・設備整備積立預金取崩収入
7. 保育所運営費収入のうち民改費加算分	補助金収入	国庫補助金収入
8. 17及び18の経費に係る積立資産取崩収入	補助金収入	〇〇積立預金取崩収入
9. 〇〇拠点(サービス)区分からの繰入れ		
【支出】		
10. 人件費支出	人件費支出	〇〇人件費支出
11. 事業費支出	管理経費支出	〇〇費支出
12. 事務費支出	管理経費支出	〇〇費支出
13. 人件費積立資産支出	資産運用支出	人件費積立預金積立支出
14. 修繕積立資産支出		修繕積立預金積立支出
15. 備品等購入積立資産支出		備品等購入積立預金積立支出

16. 保育所施設・設備整備積立資産支出		保育所施設・設備整備積立預金積立支出
17. 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出	施設関係支出	建物取得支出 土地取得支出 ○○取得支出
18. 土地・建物賃借料支出	管理経費支出	賃借料支出
19. 17及び18の経費に係る借入金利息支出	借入金等利息支出	借入金利息支出
20. 17及び18の経費に係る借入金償還支出	借入金等返済支出	借入金返済支出
21. 17及び18の経費に係る積立資産支出	資産運用支出	○○積立預金積立支出
22. 租税公課	管理経費支出	公租公課支出
23. ○○拠点(サービス)区分への支出		

※学校法人会計基準の科目は例示であり、異なる科目を使用している場合は、その対応する科目とする。

## 2. 積立資産の目的外使用

児発第299号通知1の(3)及び(6)により、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用した場合は、取崩した積立資産の名称、目的外使用した科目、金額を記載すること。

また、児発第299号通知1の(4)により、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てた場合は、取崩した積立資産の名称、目的外使用した科目(拠点区分を附記する)、金額を記載すること。

## 3. 事業活動資金収支差額

資金収支計算分析表の事業活動資金収支差額は、私立認定保育所のみが記載することとし、この場合、学校法人会計基準に基づく資金収支計算書から、【別紙2】「事業活動資金収支差額について」により算出した額を計上すること。

## 4. 前期末支払資金残高

資金収支計算分析表の当期資金収支差額は、学校法人会計基準に基づく資金収支計算書から、【別紙3】「当期資金収支差額について」により算出された額を計上すること。

また、当期資金収支差額に前期末支払資金残高を加えた額が、当期末支払資金残高になるものとする。

なお、社会福祉法人会計基準による資金収支計算書等から資金収支計算分析表に移行する場合は、前年度の社会福祉法人会計基準による資金収支計算書の当期末支払資金残高を資金収支計算分析表の前期末支払資金残高に計上すること。

企業会計の基準による会計処理を行っている者が作成する資金収支計算分析表の記入要領

企業会計の基準による会計処理を行っている者が、社会福祉法人会計基準による資金収支計算書及び資金収支内訳表(以下「資金収支計算書等」という。)に替えて資金収支計算分析表を作成する場合は、保育所の各施設ごとの区分により作成された企業会計基準の損益計算書に基づき、下記により作成すること。

1. 保育所運営費等資金収支

保育所運営費等資金収支の各科目は、次の表の「企業会計の基準による対応」欄に記載された額を計上すること。

なお、「1. 保育所運営費収入」「2. 私立認定保育所利用料収入」「7. 保育所運営費収入のうち民改費加算分」は、児発第299号通知1の(1)の保育所運営費及び2の(1)の私立認定保育所利用料(以下「保育所運営費等」という。)とすること。

また、「10. 人件費支出」「11. 事務費支出」「12. 事業費支出」等の支出科目は、上記の保育所運営費等による支出の額を計上すること。

なお、保育所運営費等以外の収入がある場合は、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、その発生に最も密接に関連する量的基準(例えば、人数、時間、面積等による基準)を選択して適用すること。

一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用すること。

保育所運営費等資金収支の科目	企業会計の基準による対応
【収入】	
1. 保育所運営費収入(民改費加算分を除く)	企業会計の基準による損益計算書の該当科目の額。(引当金戻入額を除く。)
(1) 人件費(民改費加算分を除く)	
(2) 事業費	
(3) 管理費(民改費加算分を除く)	
2. 私立認定保育所利用料収入	
3. 人件費積立資産取崩収入	積立金・積立資産明細書(別紙4)の当該拠点分に記載された3~6の積立資産の当期取崩額。
4. 修繕積立資産取崩収入	
5. 備品等購入積立資産取崩収入	
6. 保育所施設・設備整備積立資産取崩収入	
7. 保育所運営費収入のうち民改費加算分	企業会計の基準による損益計算書の該当科目の額。
8. 17及び18の経費に係る積立資産取崩収入	積立金・積立資産明細書(別紙4)の当該拠点分に記載された3~6の積立資産の当期取崩額。

9. ○○拠点(サービス)区分からの繰入れ	企業会計の基準による損益計算書の該当科目の額。
【支出】	
10. 人件費支出	企業会計の基準による損益計算書の該当科目の額。(引当金繰入額、徴収不能額、減価償却費除く)
11. 事業費支出	
12. 事務費支出	
13. 人件費積立資産支出	積立金・積立資産明細書(別紙4)の当該拠点分に記載された13~16の積立資産の当期積立額。
14. 修繕積立資産支出	
15. 備品等購入積立資産支出	
16. 保育所施設・設備整備積立資産支出	
17. 固定資産取得支出のうち施設の整備等に係る支出	固定資産取得支出は、基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書(別紙6)の当該区分に記載された当期増加額。  また、固定資産取得支出以外の経費は、企業会計の基準による損益計算書の該当科目の額。
18. 土地・建物賃借料支出	企業会計の基準による損益計算書の該当科目の額。
19. 17及び18の経費に係る借入金利息支出	借入金明細表(別紙5)の当該拠点区分に記載された支払利息の当期支出額。
20. 17及び18の経費に係る借入金償還支出	借入金明細表(別紙5)の当該拠点区分に記載された当期償還額。
21. 17及び18の経費に係る積立資産支出	積立金・積立資産明細書(別紙4)の当該拠点分に記載された13~16の積立資産の当期積立額。
22. 租税公課	企業会計の基準による損益計算書の該当科目の額。
23. ○○拠点(サービス)区分への支出	

## 2. 積立資産の目的外使用

児発第299号通知1の(3)及び(6)により、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用した場合は、取崩した積立資産の名称、目的外使用した科目、金額を記載すること。

また、児発第299号通知1の(4)により、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者が設置する他の保育所の施設・設備に充てた場合は、取崩した積立資産の名称、目的外使用した科目(拠点区分を附記する)、金額を記載すること。

## 3. 事業活動資金収支差額

資金収支計算分析表の事業活動資金収支差額は、私立認定保育所のみが記載することとし、この場合、社会福祉法人会計基準に基づく資金収支計算書(経常活動による収支に限る)より算出した額を計上する。



4. 前期末支払資金残高

資金収支計算分析表の当期末支払資金残高は、企業会計の基準による貸借対照表の流動資産と流動負債(引当金を除く)の差額を計上すること。

また、当期末支払資金残高から前期末支払資金残高を差し引いた額が、当期資金収支差額になること。

なお、社会福祉法人会計基準による資金収支計算書等から資金収支計算分析表に移行する場合は、前年度に作成した社会福祉法人会計基準による資金収支計算書の当期末支払資金残高を資金収支計算分析表の前期末支払資金残高に計上すること。

[別紙2]

事業活動資金収支差額について

事業活動資金収支差額は、下表の太枠内の科目の収支差額を計上すること。

収入の部		支出の部	
科目		科目	
大科目	小科目	大科目	小科目
学生生徒等納付 金収入	授業料収入	人件費支出	教員人件費支出
	入学金収入		職員人件費支出
	実験実習料収入		役員報酬支出
	施設整備資金収入		退職金支出
手数料収入	入学検定料収入	教育研究経費支出	消耗品費支出
	試験料収入		光熱水費支出
	証明手数料収入		旅費交通費支出
寄付金収入	特別寄付金収入		奨学費支出
	一般寄付金収入	管理経費支出	
補助金収入	国庫補助金収入		
	地方公共団体補助金収入	学校債利息支出	
資産運用収入	奨学基金運用収入	借入金等返済支出	借入金返済支出

	受取利息・配当金収入 施設設備利用料収入		学校債返済支出
資産売却収入	不動産売却収入 有価証券売却収入		
		施設関係支出	土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出
事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 収益事業収入		
雑収入	廃品売却収入	設備関係支出	教育研究用機器備品支 その他の機器備品支出 図書支出 車両支出
借入金等収入	長期借入金収入 短期借入金収入 学校債収入		
		資産運用支出	有価証券購入支出 (何)引当特定預金への 入支出 収益事業元入金支出 第3号基本金引当資産 出
前受金収入	授業料前受金収入 入学金前受金収入 実験実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入		
その他の収入	(何)引当特定預金からの繰 入収入 前期末未収入金収入 貸付金回収収入	その他の支出	貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出

	預り金受入収入		前払金支払支出
合計 (A)		合計 (B)	
事業活動資金収支差額 (A - B)			

※上記の学校法人会計基準の科目は例示であり、異なる科目を使用している場合は、その対応する科目とする。

[別紙3]

当期資金収支差額について

当期資金収支差額は、下表の太枠内の科目(※の科目は短期にかかるものは除く)の収支差額を計上すること。

収入の部		支出の部			
科目		科目			
大科目	小科目	大科目	小科目		
<table border="1"> <tr><td>学生生徒等納付金収入</td></tr> </table>	学生生徒等納付金収入	授業料収入	<table border="1"> <tr><td>人件費支出</td></tr> </table>	人件費支出	教員人件費支出
	学生生徒等納付金収入				
	人件費支出				
	入学金収入	職員人件費支出			
実験実習料収入	役員報酬支出				
施設整備資金収入	退職金支出				
<table border="1"> <tr><td>手数料収入</td></tr> </table>	手数料収入	入学検定料収入	<table border="1"> <tr><td>教育研究経費支出</td></tr> </table>	教育研究経費支出	消耗品費支出
	手数料収入				
	教育研究経費支出				
試験料収入	光熱水費支出				
証明手数料収入	旅費交通費支出				
<table border="1"> <tr><td>寄付金収入</td></tr> </table>	寄付金収入	特別寄付金収入	<table border="1"> <tr><td>管理経費支出</td></tr> </table>	管理経費支出	奨学費支出
	寄付金収入				
管理経費支出					
一般寄付金収入	消耗品費支出				
<table border="1"> <tr><td>補助金収入</td></tr> </table>	補助金収入	国庫補助金収入	<table border="1"> <tr><td>借入金等利息支出</td></tr> </table>	借入金等利息支出	光熱水費支出
	補助金収入				
借入金等利息支出					
地方公共団体補助金収入	旅費交通費支出				
<table border="1"> <tr><td>資産運用収入</td></tr> </table>	資産運用収入	奨学基金運用収入	<table border="1"> <tr><td>借入金利息支出</td></tr> </table>	借入金利息支出	学校債利息支出
	資産運用収入				
借入金利息支出					
受取利息・配当金収入					

	施設設備利用料収入	借入金等返済支出	※借入金返済支出 学校債返済支出
資産売却収入	不動産売却収入 有価証券売却収入	施設関係支出	土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出
事業収入	補助活動収入 附属事業収入 受託事業収入 収益事業収入		
雑収入	廃品売却収入	設備関係支出	教育研究用機器備品支出 その他の機器備品支出 図書支出 車両支出
借入金等収入	長期借入金収入	資産運用支出	有価証券購入支出 (何)引当特定預金への 入支出 収益事業元入金支出 第3号基本金引当資産支
	短期借入金収入		
	学校債収入		
前受金収入	授業料前受金収入 入学金前受金収入 実験実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入	その他の支出	※貸付金支払支出
その他の収入	(何)引当特定預金からの繰 入収入		手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支払支出 前払金支払支出
	前期末未収入金収入		
	※貸付金回収収入		
	預り金受入収入		
合計 (A)		合計 (B)	

事業活動資金収支差額 (A-B)		
------------------	--	--

※上記の学校法人会計基準の科目は例示であり、異なる科目を使用している場合は、その対応する科目とする。

[別紙4]

積立金・積立資産明細書

自            年            月            日  
至            年            月            日

拠点区分

(単位：円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	適用
〇〇積立金					
△△積立金					
××積立金					
合計					

(単位：円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	適用
〇〇積立資産					
△△積立資産					
××積立資産					
合計					

[別紙5]

借入金明細書 (短期運営資金借入金を除く)

自            年            月            日  
至            年            月            日

(単位：円)



